

INFORMATION

お知らせ &ご案内 6月

文化協会岩城支部 第2回絵画部洋画展

上島町文化協会岩城支部絵画部の講師と部員による小さな作品展が開催されます。当日は、レモンティーのサービス・お土産もありますので、皆様、是非お気軽にお立ち寄りください。

■日時

6月10日(土) 13時～21時
6月11日(日) 9時～15時

■場所

岩城開発総合センター1階

相談窓口のご案内

家庭や職場で悩んだり困ったりしている皆さんの相談に応じます。今治地方局地域福祉課の相談窓口をご利用ください。へ電話・来所・訪問相談

※相談の内容や一身上の秘密は守ります。

■相談員

○家庭相談員：児童の養育と

家庭の問題についての相談
○父子相談員：父子家庭の児童の養育と生活一般についての相談

○婦人相談員：夫の暴力やさまざまなトラブルに悩む女性の相談

■日時

月曜日～金曜日
午前8時30分～午後5時

■場所

今治地方局4階地域福祉課
TEL 0898-2312500
(内線364)

女性の権利110番 電話相談のご案内

6月23日～29日の男女共同参画週間にあやかり、「女性に対する暴力」を相談内容の中心に捉え、ドメスティックバイオレンスをはじめ、ストーカー、セクシャル・ハラスメント等についての電話相談が実施されます。

弁護士が電話相談に応じます。(面談も可)

■日時

6月24日(土)
午前10時～午後3時

■場所

愛媛弁護士会館
(松山市三番町4丁目8-8)

■相談料

無料

■直通電話(当日のみ)

089-641-6266

愛媛県メールマガジン Eh-mail(エヒメール)

愛媛県では、県メールマガジン「Eh-mail(エヒメール)」を発行し、愛媛県の楽しくてためになる情報やおすすすめイベント情報など、愛媛の旬の情報をお届けすることになりました。

県ホームページから登録できますので、是非ご登録のうえ、ご愛読くださいますようお願いいたします。

■情報内容

愛媛の耳より情報(県政情報・県の話題など)、県内外のイベント情報、地域の話題・季節の伝統行事、防災ワンプoint情報、広報番組のお知らせなど

■発行日

毎月第2・第4金曜日

■登録方法

登録は無料です。県のホームページからご登録ください。

<http://www.pref.ehime.jp/020kkakujoho/020kenseikoho/00007717060327/index.html>

平成18年度国家公務員 採用Ⅲ種(税務)試験

■受験資格

昭和61年4月2日～平成元年4月1日生まれの方

■試験日・試験地等

○第1次試験

9月3日(日) 徳島市・高松市・松山市・高知市

〈試験種目〉

教養・適性・作文試験

○第2次試験

10月12～19日のうち1日

徳島市・高松市・松山市・高知市

〈試験種目〉

人物試験・身体検査

■採用予定者数

四国地域で約20名

■受験申込書請求先

人事院四国事務局、高松国税局及び各税務署

■受験申込受付期間

6月20日～6月27日

■受験申込先

人事院四国事務局

〒760-0068

高松市松島町1-17-33

TEL 087-831-4765

TEL 087-831-4765

今治法務局「知っ得情報」No.10

ご存知ですか

筆界特定制度

あなたの大切な土地と隣の土地との筆界(土地が登記されたときに、その土地の範囲を区画するものとして定められた線)が分からなくなった場合や筆界に争いがある場合、

法務局が正しい筆界を特定する「筆界特定」という制度があります。

筆界特定制度は、法務局の筆界特定登記官が、土地の所有者等の申請に基づいて、申請人や関係人に資料を提出する機会を与えた上、外部の専門家である筆界特定調査員の意見を踏まえて、土地の境界の現地における位置を特定する制度です。申請があり、と、申請人及び関係人の意見を聴取し、また、土地の実地調査や測量などのさまざまな調査を行った上で、筆界を特定します。

■問合せ先

松山地方法務局今治支局

TEL 0898-2210855

古い電話帳を回収させていただきます

NTTでは、地球環境・資源保護の立場から、古い電話帳の回収を推進しています。資源のリサイクル運動にご協力をお願いします。

■回収期間 6月5日～23日

■回収方法 配達員が新しい電話帳をお届けに伺いますので、不用となった電話帳がありましたらお渡しください。なお、ご不在で渡せなかった場合は「タウンページセンター」までご連絡をお願いします。(フリーダイヤル0120-506-309)

上島町の魅力を広く発信します！

上島町町勢要覧2006 「上島周航」発刊

上島の魅力や町政の取組みを総合的に紹介する上島町の町勢要覧が完成しました。各総合支所や各公共施設に置いておりますので、是非ご覧ください。掲載内容は次のとおりです。

《第1章》

●各地区の魅力・特産品・四季の紹介

●上島町の未来に向けての想いを町長と中学生が語った「座談会」

《第2章》

●まちづくりの概要の紹介

上島町の各種データをまとめた資料編もあります。



6月の潮汐表

日	潮	高 潮				低 潮			
		時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位
1(木)	中	2:38	336	13:58	263	8:50	154	20:28	73
2(金)	中	3:26	317	14:50	247	9:42	163	21:15	100
3(土)	小	4:18	300	15:58	234	10:42	165	22:10	125
4(日)	小	5:14	288	17:25	231	11:49	161	23:17	145
5(月)	小	6:09	280	18:48	241	—	—	12:51	149
6(火)	長	6:59	278	19:54	259	0:35	157	13:41	131
7(水)	若	7:44	279	20:44	282	1:46	160	14:21	111
8(木)	中	8:23	283	21:28	306	2:44	157	14:58	90
9(金)	中	9:00	289	22:07	329	3:32	151	15:33	68
10(土)	中	9:37	297	22:46	349	4:14	145	16:08	46
11(日)	大	10:14	304	23:25	366	4:54	140	16:45	28
12(月)	大	10:53	310	—	—	5:33	135	17:23	15
13(火)	大	0:05	376	11:34	315	6:14	131	18:04	9
14(水)	大	0:47	381	12:17	316	6:55	129	18:47	10
15(木)	中	1:30	379	13:04	313	7:39	127	19:33	20
16(金)	中	2:16	371	13:56	308	8:27	126	20:23	37
17(土)	中	3:06	359	14:57	301	9:18	124	21:18	60
18(日)	小	3:59	345	16:07	295	10:15	120	22:21	86
19(月)	小	4:57	331	17:25	296	11:17	112	23:32	109
20(火)	小	5:57	320	18:45	306	—	—	12:23	98
21(水)	長	6:57	313	19:58	324	0:50	125	13:27	80
22(木)	若	7:54	311	21:03	344	2:06	133	14:26	60
23(金)	中	8:48	311	22:00	363	3:14	134	15:20	41
24(土)	中	9:37	312	22:51	376	4:12	133	16:09	26
25(日)	中	10:23	312	23:37	383	5:03	132	16:55	18
26(月)	大	11:06	312	—	—	5:49	131	17:37	17
27(火)	大	0:20	383	11:48	309	6:32	133	18:18	23
28(水)	大	1:00	377	12:28	303	7:12	136	18:56	36
29(木)	中	1:38	366	13:08	295	7:50	139	19:33	54
30(金)	中	2:15	351	13:48	286	8:27	143	20:10	76

※この潮汐表は、尾道港を基準港として計算した弓削港のものです。

私の視点、私の感覚、私の言葉で参加します

平成21年5月までに

裁判員制度がはじまります！

これから始まる

「裁判員制度Q & A」第3回

Q 裁判員はどのようにして選ばれるのですか？

A 最初に、選挙人名簿をもとに裁判員候補者名簿を作成します。裁判員は、この候補者名簿の中から、1つの事件ごとに、裁判所における選任手続により選ばれます。

①裁判員候補者名簿を作成します

選挙権のある人の中から、翌年の裁判員候補者となる人を毎年くじで選び、裁判所ごとに裁判員候補者名簿を作ります。名簿に載った人には連絡がいきます。



②事件ごとで、裁判員候補者が選ばれます

事件ごとに、①の名簿の中からくじでその事件の裁判員候補者を選びます。選ばれた人には、裁判所に来てもらう日時等をお知らせします。



③裁判所で、候補者の中から裁判員を選ぶための手続が行われます

裁判長から、裁判員になれない理由がないかどうか、辞退希望がある場合はその理由などについて質問されます。裁判員になれない理由のある人や辞退が認められた人は候補者から除外されます。また、検察官や弁護人は、双方とも、法律で決められた人数の範囲内で候補者から除外されるべき人を指名することができ、指名された人は候補者から除外されます。



④裁判員が選ばれます

除外されなかった候補者から裁判員が選ばれます。

詳しくは、松山地方裁判所ホームページ<http://www.courts.go.jp/matsuyama/>を参考にしてください。



また、ホームページ内では、各種民事手続の手続案内を行っております。あわせてご覧ください。